

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合入札、契約事務に関する基準の準用に関する要綱

(令和3年3月31日告示第15号)

佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合の入札、契約事務に関する基準は、別に定めるもののほか、佐倉市の入札、契約事務に関する基準を準用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。